

産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県新発田市八幡新田416番地

小柳産業 株式会社

代表取締役 小柳 秀樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 2年10月 7日

許可の有効年月日 令和 7年 9月30日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、汚泥、
ゴムくず、金属くず、鉍さい、動物系固形不要物（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び
水銀含有ばいじん等を含む。）

・収集・運搬（積替え・保管を含む。）

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿
含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（乾電池に限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、
動植物性残さ、金属くず（廃バッテリー、廃容器包装及び乾電池並びに蛍光灯、体温計、
血圧計、温度計等水銀含有製品に限る。）

（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県新発田市新保小路字下山ノ下856番外4筆

・積替え又は保管を行う場所の面積

廃油 (1.72 m²)、廃酸 (0.57 m²)、廃アルカリ (0.57 m²)、廃プラスチック

類 (22.5 m²)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず① (22.5 m²)、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず② (24.35 m²)、

石膏ボード (39.35 m²)、

がれき類 (22.5 m²) (以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)

石綿含有産業廃棄物 (廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれ

き類) (25 m²)、廃バッテリー (0.8 m²)、動植物性残さ・廃容器包装 (金属くず、廃プ

ラスチック類) (39 m²)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・金属くず (蛍光

灯、体温計、血圧計、温度計等水銀含有製品に限る。) (6.9 m²)、金属くず・汚泥 (乾電池

に限る。) (3.22 m²) (以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)

・積替えのための保管上限

廃油 (750ℓ)、廃酸 (200ℓ)、廃アルカリ (200ℓ) (以上、屋内)、

廃プラスチック類 (40 m³) (容器内)、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず① (40 m³) (容器内)、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず② (38.96 m³) (屋内)、

石膏ボード (62.96 m³) (屋内)、がれき類 (40 m³) (容器内)、

石綿含有産業廃棄物 (40 m³) (屋内)、廃バッテリー (100個) (屋内)、

動植物性残さ・廃容器包装 (70 m³) (容器内)、

蛍光灯・体温計・血圧計・温度計等水銀含有製品 (3.5 m³) (容器内)、

乾電池 (1.4 m³) (容器内)



3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・更新許可年月日 平成 7年10月 1日
- ・変更届出年月日 平成 9年12月25日
(代表者の変更 旧 小柳 直江)
- ・更新許可年月日 平成12年10月 1日
- ・変更許可年月日 平成15年 5月20日
(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(以上、廃バッテリーに限る。)、廃油、廃酸、廃アルカリを「積替え・保管を含む。」に追加)
- ・変更届出年月日 平成17年 2月14日
(代表者の変更 旧 肥田野 邦雄)
- ・平成17年5月1日 住所の表示の変更(旧 新潟県新発田市大字八幡新田416番地)
- ・更新許可年月日 平成17年10月 1日
- ・変更許可年月日 平成19年11月21日
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物に限る。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。))を「積替え・保管を含む。」に追加)
- ・更新許可年月日 平成22年10月 1日
- ・更新許可年月日 平成27年10月 1日
- ・変更届出年月日 平成28年 8月 3日
(動植物性残さを「積替え・保管を除く。」から「積替え・保管を含む。」に変更)
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず(以上、蛍光灯、体温計、血圧計、温度計等水銀含有製品に限る。))を「積替え・保管を除く。」から「積替え・保管を含む。」に変更)
(汚泥、金属くず(以上、乾電池に限る。))を「積替え・保管を除く。」から「積替え・保管を含む。」に変更)
- ・変更届出年月日 令和 元年 8月28日
(金属くず(廃容器包装に限る。))を「積替え・保管を除く。」から「積替え・保管を含む。」に変更)
(積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 令和 2年 3月16日
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。))を「積替え・保管を除く。」から「積替え・保管を含む。」に変更)
(積替え・保管に関する変更)
- ・更新許可年月日 令和 2年10月 7日

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 2年10月 7日 更新許可)